

岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金支給要綱

令和3年3月27日 制 定

令和3年10月7日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った者（以下「対象労働者」という。）の再就職を支援するため、対象労働者を正規雇用労働者（1週間の所定労働時間が30時間以上であるものに限る。以下同じ。）として雇用する事業主に対し、予算の範囲内で奨励金を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象事業主等)

第2条 奨励金の支給の対象となる事業主（以下「対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業主とする。

- (1) 次のいずれにも該当する対象労働者を公共職業安定所の紹介により令和4年4月1日から令和4年11月30日までに正規雇用労働者として雇用した事業主であること。
 - (ア) 令和2年1月27日以降に離職した者であること。
 - (イ) 第4条第1項の規定による申請の日から第6条第3項の報告の日までの間において県内に住所を有する者であること。
- (2) 資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては5,000万円、卸売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては1億円）以下の事業主又はその常時雇用する労働者の数が常態として300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業主にあつては100人）以下の事業主であること。
- (3) 県内に本店又は事務所を有する事業主であること。
- (4) 対象労働者を県内の事業所を主たる勤務地として3か月を超えて継続雇用する事業主であること。
- (5) 岐阜県税の滞納がない事業主であること。
- (6) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3か月前の日から6か月を経過する日までの間に、雇用する労働者を事業主の都合で離職させた事

業主でないこと。

(7) 第4条第1項の規定による申請の日の前日から起算して過去3年間に、対象労働者を事業主の都合で離職させた事業主でないこと。

2 奨励金の額は、対象労働者1人当たり60万円(対象労働者が昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までの間に生まれた者であり、かつ、前職において正規雇用労働者として雇用されていない者(以下「就職氷河期世代」という。)にあっては、90万円)とする。

3 奨励金の支給の対象となる対象労働者の人数は、1対象事業主当たり2人までとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業主となることができない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人

(5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用して個人又は法人

(6) 役員等が、暴力団員又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与して

いる者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人

(支給申請)

第4条 奨励金の支給を受けようとする対象事業主は、別記様式1による申請書に当該申請書において定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、対象労働者を雇い入れた日から起算して30日以内とする。

(不支給要件)

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しない。

(1) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日までの間に、次のいずれかに該当する労働者を雇い入れる場合

ア 対象事業主と雇用、請負又は委任の関係にあった労働者

イ 対象事業主の事業所に出向し、又は派遣されて就労したことがある労働者

ウ 対象事業主の事業所において、通算して3か月を超えて訓練、実習等(雇用関係はないが、当該事業所において行う訓練、職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等(特別支援学校が教育課程の一環として実施するものを除く。))をいう。以下同じ。)を受けたことがある労働者

(2) 対象労働者の雇入れ日から起算して1年前の日までの間に、当該対象労働者と雇用、請負若しくは委任の関係にあった事業主、出向若しくは派遣の形態により当該対象労働者をその事業所において就労させたことがある事業主又は当該対象労働者に対して通算して3か月を超える訓練、実習等を行っていた事業主と、雇入れ日において次のいずれかの関係を有する事業主が雇い入れる場合(職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合であって、当該職業紹介事業者等と密接な関係にある事業主が雇い入れるときを含む。)

ア 他の事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する事業主を親会社、当該他の事業主を子会社とする場合における当該親会社又は子会社であること。

イ 法人の代表者が同一人物であること又は役員を兼務している者がい

ずれかの事業主の役員の過半数を占めていること。

ウ ア又はイに掲げるもののほか、資本的、経済的又は組織的関連性等からみて密接な関係にあること。

- (3) 事業主又はその役員の3親等内の親族である労働者を雇い入れる場合
- (4) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に、職場適応訓練（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第18条第5号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練（短期のものを除く。）をいう。以下同じ。）を受け、又は受けたことのある者に対し職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合（職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合であって、当該職業紹介事業者等と密接な関係にある事業主が雇い入れるときを含む。）
- (5) 対象労働者の労働に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合
- (6) 対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から申出があった場合

（支給の決定等）

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、相当と認めたときは、奨励金の支給の決定をするものとする。

- 2 知事は、前項の支給の決定をしたときは、別記様式2により当該申請をした対象事業主に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた対象事業主は、対象労働者の雇入れ後3か月を経過した日から起算して14日を経過する日又は令和5年3月7日のいずれか早い日までに別記様式3により、対象労働者に係る報告を行うものとする。
- 4 第2項の規定による通知を受けた対象事業主は、対象労働者が雇入れ日から3か月以内に離職したときは、速やかに、別記様式4により知事に報告を行うものとする。
- 5 知事は、第3項の報告があったときは、当該報告の内容を審査し、相当と認めたときは、別記様式5により当該報告をした対象事業主に通知するとともに、奨励金を支給するものとする。

（決定の取消し）

第7条 知事は、対象事業主が法令等又はこれに基づく知事の処分に違反した

とき又は前条第4項の報告があったときは、支給の決定を取り消すことができる。

(奨励金の返還)

第8条 知事は、奨励金の支給の決定を取り消した場合において、既に奨励金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第9条 第4条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、奨励金の支給をしないものとする。

2 知事は、第6条第1項の規定による支給の決定をした後において、当該支給の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第7条の規定により奨励金の支給の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に奨励金が支給されているときは、知事は、前条の規定により期限を定めて、奨励金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 対象事業主は、第8条の規定により奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業主の納付した金額が返還を命ぜられた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた奨励金の額に充てられたものとする。

3 対象事業主は、奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この奨励金に関し必要な事項は、知事

が定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る奨励金から適用する。

岐阜県知事 様

事業主住所
 名 称
 代表者職・氏名

岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金の支給を受けたいので、岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金支給要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請額	万円		(60万円×(就職氷河期世代以外) 人)
			(90万円×(就職氷河期世代) 人)
主たる事業	1 小売業・飲食店 3 サービス業	2 卸売業 4 その他	
資本金又は出資の総額	万円		
常時雇用する労働者の数	人		
担当者	氏名		
	役職		
	連絡先	(電話番号)	

○ 添付書類

- ・事業主及び対象労働者に係る報告書（別紙：対象労働者が2人の場合は、対象労働者ごとに作成すること。）
- ・会社概要パンフレット等、「資本金等の額」「常時雇用する労働者の数」「事業内容」が確認できる資料
- ・県税事務所が発行する「完納証明書」

(参考) 申請の対象となる企業の規模

小売業（飲食店を含む。）	資本金 5,000 万円以下又は労働者 50 人以下
サービス業	資本金 5,000 万円以下又は労働者 100 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下又は労働者 100 人以下
その他の業種	資本金 3 億円以下又は労働者 300 人以下

岐阜県知事 様

事業主住所
 名 称
 代表者職・氏名

事業主及び対象労働者に係る報告書

岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金の支給申請に関連して、次のとおり相違ない旨を報告いたします。

	項 目	回 答
事業主に関する事項	① 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して過去3か月間に、事業主の都合により解雇等（勸奨退職等を含む。）をしたことはありません。	はい・いいえ
	② 支給申請日の前日から起算して過去3年間に対象労働者の解雇等（勸奨退職等を含む。）をしたことはありません。	はい・いいえ
	③ 対象労働者の雇入れの日以前1年間に「対象労働者と雇用、請負又は委任の関係にあった事業主」「出向又は派遣の形態により当該対象労働者を事業所において就労させたことのある事業主」「対象労働者に対して通算して3か月を超える訓練、実習等を行っていた事業主」（職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合は、当該職業紹介事業者等を含む。）との関係において、次のア～ウのいずれにも該当する事実はありません。 ア 親会社又は子会社の関係であること。 イ 代表者が同一又は役員を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること。 ウ ア又はイに掲げるもののほか、資本的、経済的又は組織的関連性等からみて密接な関係にあること。	はい・いいえ
	④ 申請事業主又は申請事業主の代表者、役員若しくは使用人が要綱第3条の規定に該当せず、かつ、暴力団又は暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していません。	はい・いいえ
	⑤ 虚偽が判明した場合は、奨励金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。	はい・いいえ
	⑥ 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	はい・いいえ
	⑦ 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、奨励金の支給を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。	はい・いいえ

対象労働者に関する事項	⑧ 対象労働者氏名 対象労働者雇入れ日 _____ 年 月 日 対象労働者所定労働時間 _____ 週 時間 (週30時間以上であること。)	/
	⑨ 前の勤務先の離職日は、_____年 月 日(令和2年1月27日以降)です。新型コロナウイルス感染症の影響により離職しました。	はい・いいえ
	⑩ 岐阜県に住所を有しています。	はい・いいえ
	⑪ 主たる勤務地は、岐阜県内の事業所です。	はい・いいえ
	⑫ 雇入れ日の前日から起算して過去3年間に、次のア～エのいずれにも該当する事実がありません。 ア 当該雇入れに係る事業主と雇用、請負又は委任の関係にあったこと。 イ 出向又は派遣の形態により事業主の事業所において就労したことがあること。 ウ 事業主の事業所において通算して3か月を超えて訓練、実習等を受けたこと。 エ 事業主の事業所において職場適応訓練を受けたこと。	はい・いいえ
	⑬ 事業主又は役員の3親等内の親族に該当する事実はありません。	はい・いいえ
	⑭ (対象労働者が就職氷河期世代のみ選択) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までの間に生まれた者であり、かつ、前職において正規雇用労働者として雇用されていません。	はい・いいえ

本人(対象労働者)確認欄

対象労働者に関する事項⑧～⑭に記載する内容について確認しました。

年 月 日 (対象労働者氏名)
署名

○ 添付書類

- ・運転免許証の写し等、対象労働者の「住所」を確認できる資料
- ・ハローワークが発行する紹介状及び選考結果通知の写し
- ・雇用契約書の写し等、対象労働者の「雇用期間」「所定労働時間」「勤務地」が確認できる資料
- ・(対象労働者が就職氷河期世代の場合のみ)履歴書等、対象労働者の「年齢」及び「前職」が確認できる資料

別記様式2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金については、次のとおり支給することを決定しましたので通知します。

対象労働者を正規雇用労働者として雇い入れてから3か月を経過した日から起算して14日を経過する日又は令和5年3月7日のいずれか早い日までに別記様式3により報告してください。

なお、本奨励金を受給することにより、国又は市町村の雇用に関する助成金等が減額され、又は受給できなくなる場合があります。

支給決定金額 金 円

別記様式3（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

事業主住所
名称
代表者職・氏名

対象労働者に係る報告書

岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金の支給請求に関連して、対象労働者を3か月を超えて正規雇用労働者（1週間の所定労働時間が30時間以上）として継続雇用したことを報告いたします。

対象労働者氏名	
対象労働者住所	申請時から 変更なし ・ 変更あり
※本人確認欄 上の事業所に、正規雇用労働者として就労していることに相違ありません。 年 月 日 （対象労働者氏名） 署名	

対象労働者氏名	
対象労働者住所	申請時から 変更なし ・ 変更あり
※本人確認欄 上の事業所に、正規雇用労働者として就労していることに相違ありません。 年 月 日 （対象労働者氏名） 署名	

※（対象労働者住所欄が「変更あり」の場合のみ）
運転免許証の写し等、対象労働者の「住所」を確認できる資料

振込先			銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所
	ゆうちょ銀行 店番		預金 種類	普通	当座	納税準備	貯蓄	
	口座番号							
(ふりがな) 口座名義								
担当者	氏名							
	役職							
	連絡先	(電話番号)						

○ 添付書類

- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し
- ・申請者と口座名義が異なる場合には、委任状

年 月 日

岐阜県知事 様

事業主住所
名称
代表者職・氏名

岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金支給変更申請書

年 月 日付けで岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金支給申請書を提出しましたが、次のとおり申請内容の変更を申請します。

申請額	万円	(60万円×(就職氷河期世代以外)	人)
		(90万円×(就職氷河期世代)	人)

(変更理由)

別記様式5（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金額の確定通知書

年 月 日付けで報告のありました岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金については、次のとおり額を確定しましたので通知します。

確定金額 金 円